

◎関稅定率法等の一部を改正する法律

(平成二四年三月三十一日法律第一九号)

一、提案理由(平成二四年三月一日・衆議院財務金融委 員会)

○安住國務大臣 たいだいま議題となりました関稅定率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の經濟情勢等に対応するため、関稅率等について所要の措置を講ずるほか、貿易円滑化のための関稅手續の改善、関稅における水際取り縮まりの強化等を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、暫定関稅率等の適用期限の延長であります。

平成二十四年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関稅率等について、その適用期限の延長を行うこととしております。

第二に、貿易円滑化のための関稅手續の改善であります。

輸出入申告に際して、関稅に提出しなければならないこととして仕入れ書について、必要な場合に提出を求めることと

関稅定率法等の一部を改正する法律

するほか、再輸出されることを条件として関稅等の免除を受け輸入されるコンテナについて、国内運送への使用に係る条件等を緩和することとしております。

第三に、関稅における水際取り縮まりの強化であります。

外国貿易船の積み荷に関する事項について、外国貿易船の運航者等及び積み荷の荷送り人は、船積み港を出港する前に税関に原則として電子的に報告しなければならないこととするほか、財務大臣は、外国税関当局に提供した情報について、外国税関当局から刑事手續に使用することにつき要請があった場合に、一定の要件のもとに同意できることとする等の改正を行うこととしております。

その他、個別品目の関稅率の改正、沖縄県における関稅制度上の特例措置の延長等のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二四年三月二三日)

○海江田万里君 たいだいま議題となりました各法律案につきま

して、財務金融委員會における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関稅定率法等改正案について申し上げます。

本案は、關稅率等について所要の措置を講ずるほか、貿易円滑化のための關稅手續の改善等を図るものであります。

本案は、去る三月十三日當委員會に付託され、十四日安住財務大臣から提案理由の説明を聴取し、十六日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(略)

○附帯決議(平成二四年三月一六日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災により、多大な被害を受けた地域における復旧・復興のためにも、引き続き被災者の状況に十分配慮し、地震の被害に対応した關稅手續きの簡素化等により、適正かつ円滑な通関が行われるよう、柔軟な対応に努めること。

- 一 關稅率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、國民經濟的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外經濟關係の強化及び國民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、關稅業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な關稅業務の実現を図るため、關稅職員の見員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する關稅職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

三、參議院財政金融委員長報告(平成二四年三月三〇日)

○尾立源幸君 たいだいま議題となりました七法律案につきまして、委員會における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、關稅定率法等の一部を改正する法律案は、暫定關稅率等の適用期限の延長等を行うとともに、貿易円滑化のための關稅手續の改善、關稅における水際取締りの強化等のための所要の改正を行うものであります。

(略)

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、輸入米に適用される暫定関税率の仕組み、銀行等保有株式取得機構における株式買取り実績、保険会社に対する規制緩和に伴う問題点等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、順次採決の結果、関税率法等改正案は全会一致をもって、銀行株式会社保有制限法改正案及び保険業法等改正案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、関税率法等改正案及び銀行株式会社保有制限法改正案に対し附帯決議が付されております。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二四年三月二九日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復旧・復興を図るため、被災者の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めるとともに、被災地域の物流・貿易の円滑化、活性化に向けた税関による支援策を積極的に実施すること。

関税率法等の一部を改正する法律

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図るため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。